

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来の進路において直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えします

- ※ 授業構成は、貴校の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、貴校の御都合に沿うよう、時期、内容等について調整・検討いたします。
- ※ 講師謝金は必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

◆ 独占禁止法教室の実績

年度	中学	高校	大学
令和4年度	九州 7回	九州 4回	九州 11回
	全国 51回	全国 29回	全国 140回
令和5年度	九州 10回	九州 7回	九州 11回
	全国 54回	全国 36回	全国 143回
令和6年度	九州 2回	九州 8回	九州 18回
	全国 50回	全国 46回	全国 143回

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務局九州事務所

担当：総務課

TEL 092-431-2329